

鹿 児 島 県 公 報

平成25年11月19日（火）第2959号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 1
○都市計画と畜場の決定に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 1
- 公 告
- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（2件） (商工政策課取扱い) 1
○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告 (商工政策課取扱い) 3
- 公 安 委 員 会 告 示
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活環境課取扱い) 3

告 示

鹿児島県告示第1172号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年11月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（河川管理等のための基準点測量）
- 2 作業の期間 平成25年10月30日から平成26年3月14日まで
- 3 作業の地域 肝属川水系串良川及び高山川（鹿屋市，東串良町及び肝付町）

鹿児島県告示第1173号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定によりいちき串木野市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年11月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 串木野都市計画と畜場
 - (2) 名称 串木野と畜場
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

公 告

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成

25年11月19日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年11月19日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年11月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨーえい店
南九州市穎娃町郡1386番地1
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等及び住所
 - ア 変更前 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島市南栄三丁目14番地 外4者
 - イ 変更後 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島市南栄三丁目14番地 外1社
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
 - ア 変更前 午前9時
 - イ 変更後 午前7時
 - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ア 変更前 午前8時30分から午後11時30分まで
 - イ 変更後 午前6時30分から午後11時30分まで
- 3 変更年月日
 - (1) 2の(1) 平成25年4月1日
 - (2) 2の(2)及び(3) 平成25年11月1日
- 4 届出年月日
平成25年10月31日

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成25年11月19日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年11月19日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年11月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー知覧店
南九州市知覧町郡中松17772番地
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - ア 変更前 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島市南栄三丁目14番地
鹿児島酒類食品株式会社 代表取締役 津田利夫
鹿児島市中山二丁目49番1号
 - イ 変更後 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦

鹿児島市南栄三丁目14番地
有限会社花屋敷こまみず 代表取締役 駒水等司
南九州市知覧町郡4870番地2

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

- ア 変更前 午前9時
- イ 変更後 午前7時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- ア 変更前 午前8時30分から午後11時30分まで
- イ 変更後 午前6時30分から午後11時30分まで

3 変更年月日

- (1) 2の(1) 平成25年4月1日
- (2) 2の(2)及び(3) 平成25年11月1日

4 届出年月日

平成25年10月31日

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成25年11月19日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成25年11月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

鹿児島ショッピングプラザ
鹿児島市鴨池二丁目26番地1号

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

- (1) 法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成25年6月25日
- (2) 法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成25年6月25日

3 意見の概要

- (1) 所有し、占有し、又は管理する土地、建物、工作物その他資機材等について、地域住民等の安全に十分配慮し、適正に管理するとともに、安全確保のために必要な措置を講ずること。また、従業員に、安心安全なまちづくりに関する知識及び技術を習得させるよう努めること。
- (2) 荷さばき施設の利用時間帯の変更にあたっては、来店者をはじめ周辺地域の交通安全対策に万全を期すとともに、防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。
- (3) 騒音規制法に基づく特定施設を有する事業所であることから、規制基準を遵守すること。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第125号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成25年11月19日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

| 遊技機の種類 | 型式名 | 製造者の氏名又は名称 | 検定番号 |
|---------|--------------|------------|--------|
| ぱちんこ遊技機 | C R海物語アクアMLC | 株式会社三洋物産 | 3P0863 |

| | | | |
|---------|--------------------------------|-----------|--------|
| ぱちんこ遊技機 | C R Aスーパー海物語 I N 沖縄 3 A S B | 株式会社三洋物産 | 3P0918 |
| ぱちんこ遊技機 | C R 嬢王 F P S | 株式会社藤商事 | 3P0894 |
| ぱちんこ遊技機 | C R プロジェクト アームズ F P L | 株式会社藤商事 | 3P0930 |
| 回胴式遊技機 | グラップラー刃牙～最大トーナメ ント編～Y | 株式会社ニューギン | 3S0751 |
| 回胴式遊技機 | ゲゲゲノキタロウ F S C | 株式会社藤商事 | 3S0882 |
| 回胴式遊技機 | パチスロ 機動戦士ガンダム F F | 株式会社ビスティ | 3S0883 |